

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……取得原価

取得原価が不明なもの……再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ②無形固定資産……取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの……取得原価

イ 取得原価が不明なもの……再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ①市場価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

##### ②市場価格のないもの

取得原価により計上しています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 7 年～50 年

物品 4 年～15 年

##### ②無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により見込額を計上しています。

## ②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

## ③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額のうち、それぞれ本会計年度の期間に対応する額を計上しています。

## (5) リース取引の処理方法

### ①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### ②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## (6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。  
なお、上記には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

## (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

### ①物品及びソフトウェアの計上基準

取得価額又は見価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

### ②資本的支出と修繕の区分基準

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことになると認められる部分については固定資産として計上しています。  
なお、判断が困難なものについては、取得に要した経費が60万円未満であるものを、修繕費として処理しています。

## 2 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ①一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計

児童発達支援事業特別会計

②出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規程により出納整理期間が設けられており、当該年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨玉入しているため、合計が一致しないことがあります。

④地方公共団体の財政の健全化にする法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.3%	16.6%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

- ・土地改良事業に係る元利補給（ほ場整備事業） 244,356 千円
- ・農業経営基盤強化資金利子補給 82 千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 94,831,000 円

(2) 貸対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲と金額

- ・範囲：次年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- ・金額：なし

②減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

金額：2,723,465 千円

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

地方債の現在高	3,249,850 千円
債務負担行為に基づく支出予定額	241,953 千円
公営企業債等の繰入見込額	2,975,135 千円
組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込	137,038 千円
退職手当支給予定額に係る負担見込額	577,637 千円
地方債の償還額等に充当可能な基金	2,182,236 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	4,578,859 千円
標準財政規模	2,853,312 千円

### (3) 純資産変動計算書に係る事項

#### ①純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

##### ・固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期付金及び基金等を加えた額を計上しています。

##### ・余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

### (4) 資金収支計算書に係る事項

#### ①基礎的財政収支（プライマリーバランス）

業務活動収支 257,387,533 円

支払利息支出 24,525,412 円

投資活動収支 △434,171,528 円

基礎的財政収支 △152,258,583 円

#### ②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	4,413,520,727 円	4,018,649,092 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	16,254,337 円	14,084,936 円
資金収支計算書	4,429,775,064 円	4,032,734,028 円

※地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（児童発達支援事業特別会計）の分だけ相違します。

#### ③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との整額の内訳

##### 資金収支計算書

業務活動収支	257,387,533 円
投資活動収入の国県等補助金収入	99,264,984 円
減価償却費	564,294,099 円
賞与等引当金繰入額	44,616,835 円
退職手当引当金繰入額	1,320,000 円
徴収不能引当金繰入額	3,499,109 円
未収債権、未払債務等（その他増減額）	△250,663,592 円
純資産変動計算書の本年度差額	<u>△204,943,902 円</u>